

「登園のめやす」

感染症名	登園のめやす
インフルエンザ (A・B型)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること (乳幼児にあつては、3日経過していること)
新型コロナウイルス 感染症	発症した後5日経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること (無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること)
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過していること
風しん	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有のせきが消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ	発熱や激しいせきが治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノなど)	おうと、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹 (とびひ)	患部をガーゼなどで覆うことが可能であれば登園可能。

【注意】

- ・「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることをさします。
- ・「発症した後5日経過」や「症状が軽快した後1日を経過」「解熱後3日経過」については発症した日や症状が軽快・解熱した日の翌日から起算します。

(例) 1日に発症した場合、2日が1日目、6日が5日目となり、7日が5日経過の日となります。

1日に解熱した場合、2日が1日目、4日が3日目となり、4日が3日経過の日となります。